

2017年1月実施 安全対策連絡協議会 開催報告

在オークランド総領事館

1 開催日時・対象者

1月31日（火）16時～17時30分
於：当館会議室
当地留学エージェント・語学学校関係者
（9名）



2 議題

- (1) 横山総領事挨拶
- (2) 当地安全・テロ情勢
- (3) オークランド警察エンドウ・タカシ
警官からの治安情勢説明
- (4) 意見交換

3 当方からの説明

(1) 冒頭、横山総領事から次の通り述べました。

・本日はお忙しいところ、安全対策連絡協議会に出席いただき感謝。当地に滞在している邦人の方々の支援は総領事館の主要な任務であり、本日留学エージェントや語学学校の関係者の皆さまと安全対策について意見交換したい。

・当館ホームページにおいて「安全と生活」にかかる様々な情報を提供しているところ、この協議会において、オークランド及びニュージーランドの最新の安全・治安状況に加え、国際テロ情勢について説明したく、皆さま及び皆さまを通じて留学生の方々にお役に立てばうれしく思う。

・本日は特別ゲストとしてオークランド警察から日本人警察官のエンドウ・タカシ氏においでいただいた。現場の体験を踏まえたお話がうかがえる貴重な機会だと思うので、有益に活用してほしい。

(2) 続いて当館担当者小谷領事から次の通り説明しました。

・総領事館ホームページでは、以下の通り当地の安全・生活に関わる情報を掲載している。学生やワーキングホリデーの方々には是非目を通していただきたい（主要部分について説明）。

「オークランドで安全に暮らすために（安全の手引き）」・・・1年に1度改訂

http://www.auckland.nz.emb-japan.go.jp/itpr_ja/anzen_aucklandanzen.html

「海外安全対策情報」・・・3ヶ月に1度改訂

http://www.auckland.nz.emb-japan.go.jp/itpr_ja/anzenjoho20141105.html

「困った時の相談先リスト」

<http://www.auckland.nz.emb-japan.go.jp/files/000191250.pdf>

「学生やワーキングホリデー 相談機関」

http://www.auckland.nz.emb-japan.go.jp/itpr_ja/anzen_gakuseiworkingholiday.html

・NZで暮らしているとテロの危険性について実感がないかもしれないが、NZがテロと無縁であるとは言えない。配付資料「テロの特徴と対処方法」を読んでいただき、テロから身を守る知識を身につけてほしい。

4 オークランド警察 エンドウ警官からの説明

※当館にて事前にセミナー出席者から質問をとりまとめたリストに基づき説明。

(1) オークランド市内では酔客や浮浪者のため、Fort Street, Hobson Street (City Mission 周辺), Greys Avenue (Myers Park 周辺), K Road, Elliott Street などが危険エリアと言われている。

(2) 日本人学生が犯罪に巻き込まれるパターンは、次のようなものがある。

- ① イベントなどで知り合い、その後ストーカー行為を受ける
- ② 見知らぬ者から声をかけられ、ほほえみ返したところ、性的被害を受けそうになる。
- ③ 飲食店や図書館などで席に荷物を置いたまま離れ、戻ると荷物がなくなる。
- ④ 仲良くなった知り合いに「No」と言えず、性的被害に遭う。
- ⑤ 知り合いなどに誘われて、ついドラッグに手を出してしまう(日本人の例なし)

(3) 犯罪防止のための対策

まずは、各個人の安全のための意識を高めることであろう。例えば、夜道はなるべく歩かない、出来る限り1人で歩かない、イヤホンをつけて歩かないなどである。また、オンラインサービス・SNAP(家財の登録)も有効。盗難に遭った物をシリアル番号などから警察が照合できる仕組み。<https://www.snap.org.nz>

(4) 学生が安全に過ごすため、是非取り組んでいただきたいのは、外出時、行き先などをホストファミリーやフラットメイトに伝えること。女性は肌の露出を控えること。嫌な場合にははっきり「NO」と言う。高価な物を身につけるのを控える、身につける場合はなるべく目につかないようにすることである。

(5) 運転時の注意点について説明する。

- ①免許証を必ず携帯(不携帯は\$55の罰金)
- ②国際免許証の有効期間は1年であること
- ③運転中の携帯電話の使用は違反(\$80 罰金+減点)。カーナビやタブレットも同様。信号停止中も使用は不可
- ④必ずシートベルトを着用する
- ⑤もし事故に遭ったら、相手の車のナンバープレートを記録する。また、運転者に免許

証の提示を求め、氏名、生年月日、住所、電話番号、職業を確認する。けが人がいなければ、基本的に警察への連絡は不要だが、もめるような場合は警察に連絡をする。人身事故は警察に連絡をする。

- ⑥飲酒後の運転は許容量以内であれば可能だが、個人差があるので「飲んだら乗るな」を徹底してほしい。

(了)